

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十六日

広島県知事 湯崎英彦

広島県条例第六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例（平成十二年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。
別表鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下この項において「法」という。）の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

(広島県税条例の一部改正)

第二条 広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第一百六十五条第二項第一号及び附則第二十条第一号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。
(広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部改正)

第三条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の第二号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。
(広島県自然海浜保全条例の一部改正)

第四条 広島県自然海浜保全条例（昭和五十五年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく標識の寸法を定める条例の一部改正)

第五条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく標識の寸法を定める条例（平成二十四年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく標識の寸法を定め

る条例

第一条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年五月二十九日から施行する。